

事務局説明資料②

(議決権保有規制見直しにかかるリスクへの対応、検査・監督のあり方)

平成24年12月13日

金融庁監督局

金融庁検査局

5%ルールの見直しにかかるリスクへの対応、検査・監督のあり方

現行法制下の対応

金融機関は、現行の5%ルールのもとで一定の株式の保有を行っているが、市場リスク（株価下落リスク）・信用リスクにかかる内部管理態勢を整備し、財務の健全性確保に努めている。検査・監督においては、こうした金融機関の態勢整備の状況について検証。具体的には、

- ポートフォリオ全体の観点から、適切な投資判断を行い、保有資産の価格等に影響を与える情報を適時かつ適切に収集・分析し、日常的なリスク管理に活用するなど、各金融機関において適切な市場リスク管理態勢が整備されているかについて検証
- 与信先の財務状況・資金使途・返済財源等を的確に把握し、適切な審査・管理が行われているか、与信先の業況推移の状況等について適切に与信管理が行われているかなど、各金融機関において適切な信用リスク管理態勢が整備されているかについて検証

5%ルール見直しの制度的な枠組み

（一定のケースに限定した緩和、投資専門子会社を通じた保有、対象企業の属性の限定、保有割合の上限・保有期間の設定）

5%ルールの見直しに伴い増大する可能性があるリスク

事業再生計画等が想定通りに進捗しない場合等における、
✓ 株式保有時における株式の価格下落リスク・減損リスク
✓ 株式処分時における損失リスク
✓ 株式を処分できないリスク

等

5%ルールの見直しに則したリスク管理、検査・監督上の対応

現行の金融機関によるリスク管理態勢の機能を十全に発揮させるため、検査・監督による検証を引き続き推進するとともに、今回の5%ルール見直しに則したかたちで、

- 各金融機関に、事業再生計画等の適切な審査及び進捗状況の適切なモニタリングを行う態勢の整備を求める
- 検査・監督において、金融機関の規模、特性を踏まえ、
 - 事業再生計画等を適切に審査する態勢を整備しているか
 - 当該計画の進捗等を的確に評価・分析する態勢を整備しているか

など、上記のようなリスクを適切にコントロールするために、各金融機関が行う市場リスク・信用リスク管理態勢及び利益相反管理態勢等が整備されているかについて検証